

役員給与規程

平成17年10月1日
17（規程）第60号
（最終改正）令和7年3月19日
令06（規程）第158号

目次

（総則）

第1条 この規程は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員の給与について定めることを目的とする。

（給与）

第2条 役員の給与は、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び期末特別手当とする。

（給与の支給定日及び支給方法）

第3条 役員の給与（通勤手当、期末特別手当及び寒冷地手当を除く。）の支給定日は、毎月18日（その日が休日に当るときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、第8条に規定する期末特別手当を支給する月にあつては、そのつど別に定める日とすることができる。

2 役員の給与は、法令に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨をもって直接役員に支給する。

3 前項の規定にかかわらず、役員から申出があつた場合は、その者に対する給与をその者が指定する金融機関の本人名義の口座への振込みの方法により支払うことができる。

（給与の日割計算）

第4条 月の中途において、あらたに役員に任命された者、若しくは役員を退職し、解任された者の当該月の給与については、それぞれ第5条及び第6条に規定する額を当該月の休日以外の日の数で除して得た額にその者が役員となつた日から月の末日まで若しくは月の初日からその者が役員を退職し、解任された日までの休日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし、役員が死亡したときは、その当該月の給与は、第5条及び第6条に規定する額の全額を支給する。

（本給）

第5条 常勤役員の本給は、月額とし、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

（1） 理事長 1,122,000円

（2） 副理事長 965,000円

（3） 理事 835,000円

（4） 監事 755,000円

2 理事長は、役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、前項に定める額を超えて本給を決定することができる。

3 非常勤役員の本給は、月額とし、その者の占める職及び勤務形態等により理事長が決定する。ただし、前二項において定めた常勤役員へ支給される額を参考として算定するものとし、かつこれを上回らないものとする。

（地域手当）

第6条 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて役員に対し支給する。

2 地域手当の月額、次の表に掲げる支給地域に在勤する役員に対し、その役員が受ける本給の月額に、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額を支給する。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の20
茨城県東海村	100分の6

3 役員がその在勤する地域を異にして異動した場合及び国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員になるため退職し、かつ引き続いて役員になった場合（これらの役員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き6箇月を超えて在職していた場合その他理事長が当該場合との権衡上必要があると認める場合）に、異動後の地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に受けていた地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該役員には、当該異動の日から3年を経過するまでの間、一般職給与法第11条の6及び第11条の7の規定に準じて地域手当を支給する。

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

- 2 常勤役員の通勤手当の月額、一般職給与法第12条第2項又は第3項に規定する額とする。
- 3 非常勤役員の通勤手当の月額、その者の勤務形態等により理事長が決定する。
- 4 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

（期末特別手当）

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日の属する月の前前月から基準日の前日までに退職、解任又は死亡した役員についても、同様とする。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項の規定により解任されたとき（同条同項第1号の規定により解任されたときを除く。）は支給しない。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在又は退職時において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、次の各号に定める割合の合計を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

（1）一般職給与法第19条の4第2項において、指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当基礎額に乘じる割合として定められる割合

（2）一般職給与法第19条の7第2項第1号ロにおいて、指定職俸給表の適用を受ける職員の勤勉手当基礎額に乘じる割合として定められる割合

3 期末特別手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

4 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合は、その者の国家公務員として在職した期間は、役員として在職した期間とみなす。

5 役員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため、期末特別手当の基準日前に退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合は、第1項の規定にかかわらず期末特別手当は支給しない。

（単身赴任手当）

第9条 単身赴任手当は、一般職給与法第12条の2第1項及び第3項の規定に準ずる役員に対し支給する。

2 単身赴任手当の月額は、一般職給与法第12条の2第2項の規定に準ずる額とする。

（寒冷地手当）

第10条 寒冷地手当の支給については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200

号)の規定を準用する。

(端数の取扱い)

第11条 この規程によって算出した金額に、50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額は1円として計算する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第2条第1項及び第3条第1項の規定による日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構（以下「旧法人」という。）の解散に伴い旧法人の役員を退職し、引き続き機構の役員に任命された者の第8条第2項に規定する在職期間にはその者の旧法人としての在職期間を含むものとする。
- 3 前項に規定する役員のうち、日本原子力研究所の主たる事務所（千葉県柏市）に在勤していた役員が異動した場合（引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）当該異動の直後の支給地域が第6条に該当しないこととなるときは、当該役員には、第6条第3項の規定に準じて次の各号に掲げる期間ごとにそれぞれの支給割合の特別調整手当を支給する。
 - (1) 平成15年1月27日前から引き続き日本原子力研究所の主たる事務所に在勤していた役員で東京都特別区から千葉県柏市に移動した役員（以下、「移転保障対象役員」という。）
 - 平成17年10月1日から平成18年1月26日までの間 100分の12
 - 平成18年1月27日から平成18年9月30日までの間 100分の11
 - 平成18年10月1日から平成19年1月26日までの間 100分の8.8
 - 平成19年1月27日から平成19年9月30日までの間 100分の8
 - (2) 移転保障対象役員以外の役員
 - 平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間 100分の10
 - 平成18年10月1日から平成19年9月30日までの間 100分の8

附 則 (17 (規程) 第84号 平成17年12月1日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、第8条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - (1) 旧法人の解散に伴い旧法人の役員を退職し、引き続き機構の役員に任命された者については、平成17年4月1日において役員が受けるべき本給、単身赴任手当（一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額（第4号において「第1号基礎額」という。）に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - (2) 平成17年10月1日に新たに機構の役員として任命された者（第1号に該当する役員を除く。）については、同日において役員が受けるべき本給、単身赴任手当（一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額（第4号において「第2号基礎額」という。）に、同年10月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - (3) 第1号の役員については、平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額
 - (4) 第1号基礎額、第2号基礎額及び前号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (17 (規程) 第97号 平成18年3月17日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程の施行の日の前日から引き続き在職する役員で、その役員が受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 前項の規定による本給を支給される役員に関する第6条第2項及び第8条第2項の規定の適用については、「本給」とあるのは、「本給月額と附則第2項の規定による本給の額との合計額」とする。
- 4 平成22年3月31日までの間における第6条第2項に規定する支給割合は次の表に掲げるとおりとする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の13
茨城県東海村	100分の1

5 附則第2項の適用を受ける役員で、前項に規定する支給地域に在勤する役員の地域手当は、前項の規定にかかわらず、東京都特別区に在勤する役員にあっては、附則第3項に規定する本給の月額に100分の12を乗じて得た額とし、茨城県東海村に在勤する役員にあっては地域手当は支給しない。

6 改正後の規程の施行の際現に平成17年10月1日付附則第3項の規定の適用を受けている役員には、この項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間ごとにそれぞれの支給割合の地域手当を支給する。

(1) 平成17年10月1日付附則第3項第1号適用の役員

施行日 から平成18年9月30日までの間 100分の11
平成18年10月1日から平成19年1月26日までの間 100分の8.8
平成19年1月27日から平成19年9月30日までの間 100分の8

(2) 平成17年10月1日付附則第3項第2号適用の役員

施行日 から平成18年9月30日までの間 100分の10
平成18年10月1日から平成19年9月30日までの間 100分の8

附 則 (19 (規程) 第37号 平成19年8月16日)

1 この規程は、平成19年8月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 附則 (17 (規程) 第97号 平成18年3月17日) 第4項の規定の表中「100分の13」とあるのは「100分の14」と、「100分の1」とあるのは「100分の2」とする。

附 則 (19 (規程) 第75号 平成20年3月27日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 附則 (17 (規程) 第97号 平成18年3月17日) 第4項の表中「100分の13」とあるのは「100分の16」と、「100分の1」とあるのは「100分の4」とする。

附 則 (20 (規程) 第69号 平成21年3月16日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 附則 (17 (規程) 第97号 平成18年3月17日) 第4項の表中「100分の13」とあるのは「100分の17」と、「100分の1」とあるのは「100分の5」とする。

附 則 (21 (規程) 第19号 平成21年5月29日)

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、第8条第2項第1号は「100分の70」と、同条同項第2号は「100分の75」とする。

附 則 (21 (規程) 第40号 平成21年12月1日)

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、第8条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成21年4月1日 (同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員として任命された者にあつては、新たに役員として任命された日) において役員が受けるべき本給、単身赴任手当 (一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。) 及び地域手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額 (第3号において「基礎額」という。) に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数 (同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

(3) 基礎額及び前号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (22 (規程) 第37号 平成22年12月1日)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、第8条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員として任命された者にあつては、新たに役員として任命された日）において役員が受けるべき本給、単身赴任手当（一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（第3号において「基礎額」という。）に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成22年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額
 - (3) 基礎額及び前号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（24（規程）第3号 平成24年4月1日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、第8条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額から、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - (1) 平成23年4月1日（同月2日から平成24年4月1日までの間に新たに役員として任命された者にあつては、新たに役員として任命された日）において役員が受けるべき本給、単身赴任手当（一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び地域手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額（第4項において「基礎額」という。）に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成23年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額
 - (3) 平成23年12月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額
- 3 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間にこの規程に基づき支給する給与のうち、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 本給 当該役員の本給月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該役員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (3) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 4 基礎額及び第2項第2号から第3号並びに第3項各号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（27（規程）第1号 平成27年4月14日）

この規程は、平成27年4月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（27（規程）第104号 平成28年2月12日）

（施行日）

- 1 この規程は、平成28年2月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 平成27年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（27（規程）第146号 平成28年3月28日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令01（規程）第26号 令和元年8月27日）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和5年11月20日 令05（規程）第24号）

（施行日）

- 1 この規程は、令和5年11月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和7年1月17日 令06 (規程) 第132号)

(施行日)

- 1 この規程は、令和7年1月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 令和6年4月1日からこの規程の施行日前日までの間に役員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和7年3月19日 令06 (規程) 第158号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。